

(5) 岩石又は砂利の採取事業

分類	主 な 配 慮 事 項	配慮指針項目		関 係 課	実施の有無	配慮計画の内容
(1) 自然 環境	2 移植等による既存の植生等の活用	・ やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める ・ 土石採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める	○	公園緑地課 環境政策課		
(2) 生活 環境	2 資材等の適正な管理	・ 供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する	◎	環境政策課		
	3 工事による騒音・振動対策	・ 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する	◎	環境政策課		
	4 工事現場の排水対策	・ 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するように努める	◎	開発調整課 環境政策課		
	5 工事中の粉じん対策	・ シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める	◎	環境政策課		
	6 工事車両による公害対策	・ 工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する	◎	環境政策課		
	7 工事現場周辺の美化	・ 工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		
	8 供用後の騒音・振動対策	・ 商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める	◎	環境政策課		
		・ 騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める	◎	環境政策課		
		・ 商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める	◎	環境政策課		

(5) 岩石又は砂利の採取事業

分類	主 な 配 慮 事 項			関 係 課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目				
(2) 生活環境	9 供用後の水質汚濁対策	・ 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める	◎	環境政策課		
		・ 下水道未整備地域においては、公共下水道の整備について検討すること。なお、整備が困難な場合は、適切な排水処理施設を設置し、水質汚濁の防止に努める	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課		
	10 洗車施設対策	・ 洗車施設を設置する場合は、施設の規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める	◎	環境政策課		
	11 地下水の保全	・ 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める	◎	環境政策課		
	12 油類等の流出防止	・ 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める	◎	消防局予防課 環境政策課		
	13 供用後の大気汚染防止対策	・ 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める ・ ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める ・ 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する	◎	環境政策課		
	18 駐車場周辺への配慮	・ 駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する	◎	環境政策課		
(3) 快適環境	20 公害発生状況の把握	・ 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める	◎	環境政策課		
	6 歴史的資源の保全	・ 計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める ・ 工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める	◎	文化財保護課		

(5) 岩石又は砂利の採取事業

分類	主 な 配 慮 事 項			関 係 課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目				
(4) 地球 環境	2 廃棄物の減量・リサイクル	・ 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		
	5 雨水等の貯留・活用	・ 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する	○	環境政策課		
	6 車輛による負荷の低減	・ 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する	◎	環境政策課		